

事例 No.	64	人口規模	80万人以上	地域ブロック	関東	事業タイプ	拠点整備	事業主体	地方公共団体
事業名	子ども家庭支援センター事業								
実施地方公共団体名	東京都区市町村								
特徴・ポイント	区市町村に、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受ける機関として「子ども家庭支援センター」を設置し、地域の子育て支援・相談援助の中核機関として、関係機関と連携し子どもと家庭の福祉の向上を図っている。								
事業のねらいと内容	<p>【ねらい】 子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援するネットワークの構築を図る。</p> <p>【内容】 子ども家庭総合ケースマネジメント事業 地域組織化活動 要支援家庭サポート事業(ア:見守りサポート事業 イ:虐待防止家庭訪問事業 ウ:育児支援ヘルパー事業) 在宅サービス基盤整備事業(養育家庭(里親)の普及活動等)</p>								
導入・実施の背景・経緯 (事業の必要性)	<p>児童福祉審議会における提言を受け、事業化した。</p> <p>児童虐待問題も含め、地域で発生する問題は、まず、身近な区市町村が主体となって、関係機関との連携により対応していく体制を確立していくことが必要である。</p>				<p>導入・実施に際して苦労した点</p> <p>児童福祉法の改正もあり、相談援助体制の充実・強化が求められているが、保健所や福祉事務所等、法的に設置が義務付けられた機関ではなく、事業実施根拠が都の実施要綱等のみのため、専門性の高い人材と必要な人員、予算の確保が難しい状況である。</p>				
事業の効果	<p>平成19年度末現在、62区市町村中、島しょ地区の6つの村を除く56区市町村に設置され、関係機関・住民の認知度も高まっている。育児相談だけでなく虐待、初期段階の非行相談等への対応など、身近な相談窓口として機能している。</p> <p>今後、更に関係機関、特に児童相談所との連携強化を図り、法的な権限を持つ児童相談所と、「生まれる前から地域を出て行くまで」住民のライフステージに応じたサービス提供・支援ができる区市町村の強みを活かした取組を進め、すべての子どもと家庭の福祉の向上を図ることが重要であると考えている。</p>				<p>実施にあたってのネックをどのように解決したか</p> <p>相談援助実務にあたる保健師・臨床心理士・生保ケースワーカーなどの人材の不足 保健師については、採用を促すとともに、母子保健分野等、子どもと家庭に関わりの深い職域からの異動による配置等を働きかけることにより、その経験やネットワークを活用できるようにした。児童相談所を退職した児童福祉司等の活用</p> <p>虐待に関する見立て・見極めや、精神的な課題を抱えた親への対応、訪問・調査方法などの基礎的知識や経験がない 都が実施する研修の受講(児童家庭相談に関する基礎的研修、児童相談所における実践的研修、非行相談・精神保健研修等)</p> <p>所管児童相談所への派遣研修(2年間・1年間・1か月・週1回ずつ数ヶ月実施等、区市町村の実態に応じて児童相談所が受け入れ)</p>				
事業のアピールをどのように行ったか	<p>都の広報媒体による周知 (広報誌・ホームページ・リーフレット等)</p> <p>都におけるシンポジウムの実施</p> <p>関係機関の会議等での説明・協力依頼</p> <p>各区市町村の広報媒体による周知(広報誌・ホームページ等)</p> <p>その他、各区市町村の取組</p>								
概算事業費 (千円/年度) 平成18年度予算	596,550千円				問い合わせ先		<p>所属部署:福祉保健局子ども社会対策部計画課子ども家庭支援係</p> <p>TEL:03-5320-4115</p> <p>FAX:03-5388-1406</p>		